小児医療の体制

厚生労働省　令和4年度第2回医療政策研修会第2回地域医療構想アドバイザー会議より作成

医療機能　重症度

小児中核病院（三次）

【高度小児専門医療、小児救命救急医療】
- 小児地域医療センターでは対応が困難な高度な専門入院医療の実施
- 小児の救命救急医療の24時間体制での実施

重篤な小児患者の紹介

高度専門的な医療等を要する患者

療養・療育を要する小児の退院支援

初期小児救急（一次）

初期小児救急の実施
（例）○○小児初期救急センター

緊急手術等を要する場合の連携

小児医療センター（二次）

【小児専門医療、入院小児救急、新生児医療】
- 一般小児医療を行う機関では対応が困難な小児専門医療の実施
- 入院を要する小児救急医療の24時間体制での実施

参画

常時の監視等を要する患者

療養・療育を要する小児の退院支援

小児地域支援病院（一次～二次）

- 地理的に孤立した地域に不可欠で、他地域の小児科と統廃合が不適当である小児科
- 軽症用入院病床を設置し、一次から二次医療を担う
- 生活の場（施設を含む）での療養・療育が必要な小児に対する支援

（例）△△病院小児科

参画

相談支援

【行政機関】
子ども医療電話相談事業
（＃8000事業）

一般小児医療（一次）

地域に必要な一般小児医療の実施
生活の場（施設を含む）での療養・療育が必要な小児に対する支援
（例）□□小児科医院、△△病院小児科

時間の流れ